

【公印・契印（省略）】

府益担第1021号
令和5年11月7日

公益財団法人共用品推進機構
代表者 富山 幹太郎 殿

内閣総理大臣
岸田 文雄

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和5年11月7日 から 令和10年11月6日 まで